

令和4年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

令和4年3月1日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案上程
- 第 6 施政方針並びに提案理由の説明
- 第 7 議案の補足説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案上程
- 日程第 6 施政方針並びに提案理由の説明
- 日程第 7 議案の補足説明

出席議員（20名）

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 常世田 正 樹 | 2 番 | 伊 藤 春 美 |
| 3 番 | 菅 谷 道 晴 | 4 番 | 戸 村 ひとみ |
| 5 番 | 伊 場 哲 也 | 6 番 | 崎 山 華 英 |
| 7 番 | 永 井 孝 佳 | 8 番 | 井 田 孝 |
| 9 番 | 島 田 恒 | 10 番 | 片 桐 文 夫 |
| 11 番 | 遠 藤 保 明 | 12 番 | 林 晴 道 |
| 13 番 | 宮 内 保 | 14 番 | 飯 嶋 正 利 |

15番 宮澤芳雄

17番 向後悦世

19番 木内欽市

16番 伊藤房代

18番 景山岩三郎

20番 松木源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長 米本弥一郎

教育長 諸持耕太郎

行政改革
推進課長 大八木利武

企画政策課長 小倉直志

税務課長 伊藤義一

保険年金課長 穴澤昭和

高齢者
福祉課長 赤谷浩巳

建設課長 浪川正彦

上下水道課長 宮負亨

体育振興課長 柴栄男

副市長 飯島茂

秘書広報課長 椎名実

総務課長 宮内敏之

財政課長 山崎剛成

市民生活課長 八木幹夫

子育て
支援課長 多田英子

商工観光課長 加瀬博久

都市整備課長 栗田茂

教育総務課長 杉本芳正

事務局職員出席者

事務局長 花澤義広

事務局次長 向後哲浩

開会 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ここで会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（木内欽市） ただいまの出席議員は20名、議会は成立しました。

これより令和4年旭市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（木内欽市） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（木内欽市） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

3番、菅谷道晴議員、4番、戸村ひとみ議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第４ 会期の決定

○議長（木内欽市） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から３月２２日までの２２日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から３月２２日までの２２日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思います。ご協力をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第２５号までの２５議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 配付漏れないものと認めます。

議案説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第５ 議案上程

○議長（木内欽市） 日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第２５号までの２５議案を一括上程いたします。

議案第 １号 令和４年度旭市一般会計予算の議決について

議案第 ２号 令和４年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について

議案第 ３号 令和４年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について

議案第 ４号 令和４年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について

- 議案第 5 号 令和 4 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 6 号 令和 4 年度旭市水道事業会計予算の議決について
- 議案第 7 号 令和 4 年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について
- 議案第 8 号 令和 4 年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について
- 議案第 9 号 令和 3 年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第 10 号 令和 3 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 11 号 旭市飯岡刑部岬展望館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 12 号 旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 旭市庁舎整備基金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 20 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 議案第 21 号 市道路線の認定及び変更について
- 議案第 22 号 旭市監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 23 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 24 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 25 号 専決処分の承認について（令和 3 年度旭市一般会計補正予算）

◎日程第 6 施政方針並びに提案理由の説明

○議長（木内欽市） 日程第 6、施政方針並びに提案理由の説明。

施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

市長、ご登壇願います。

(市長 米本弥一郎 登壇)

○市長（米本弥一郎） 本日、ここに令和4年旭市議会第1回定例会を招集し、令和4年度一般会計、特別会計及び企業会計予算のほか、条例の制定等の案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、新年度における市政運営について、所信の一端を申し上げます。

はじめに、総合戦略について申し上げます。

総合戦略については、まち・ひと・しごと創生法に基づき、急激な人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を図り、持続可能な社会の実現を目指すものであり、令和4年度は、第2期計画期間の折り返し点である3年目を迎えます。

コロナ禍ではありますが、いわゆるウィズコロナ、ポストコロナへの対応も視野に入れながら、できることを確実に実施し、市民が安心して暮らし、働き、子どもを生み、育てられるまちづくりを進め、将来都市像である「郷土愛からつなぐ未来 ず〜っと大好きなまち旭」の実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。

次に、総合戦略の中で、令和4年度に取り組む重点施策を、四つのプロジェクトに沿って申し上げます。

一つ目は、「地産振興プロジェクト」であります。

はじめに、道の駅「季楽里あさひ」を活用した交流拠点の形成について申し上げます。

本市の産業や観光、地域の振興を目的に整備いたしました道の駅「季楽里あさひ」については、毎年100万人を超える来場者があり、売り上げも順調に伸びております。

今後も、全国トップレベルの農業産出額を誇る「食の郷あさひ」の農水産物をPRするなど、本市のさまざまな魅力を発信する拠点となるよう、取り組んでまいります。

次に、観光資源創出プロモーション事業について申し上げます。

本市の魅力を広く全国へ発信するため、マスコミや旅行関連企業と連携し、地元産品や景勝地などを活用したPRや、新たな観光資源の創出と旅行商品化に取り組んでまいります。

また、本年4月1日には、千葉県から飯岡刑部岬展望館が無償譲渡されます。これらを有効に活用し、国及び県の観光需要喚起策の動向を注視しながら、市独自の宿泊助成をはじめ、さまざまなキャンペーンを実施し、観光客の誘致を図ってまいります。

次に、観光イベント事業について申し上げます。

本市では、四季を通じてさまざまな観光イベントが開催され、例年多くの観光客が訪れています。令和4年度のイベントにおいては、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を徹底し、

安全に開催できるよう、実行委員会や関係団体とともに準備を進めてまいります。

次に、雇用の促進や起業・創業への支援について申し上げます。

創業支援事業については、市内で創業、起業を目指す方のために、商工会や関係機関等と連携し、創業セミナーを開催するほか、新たに経営支援セミナーを開催するなど、創業後の支援にも取り組んでまいります。

また、旭市雇用対策協議会が例年主催している合同企業説明会など、地元企業と旭市の未来を担う高校生とのマッチング機会を提供し、若者の雇用促進に努めてまいります。

企業誘致等支援事業については、市内において事業所の新設又は増設など、一定の設備投資を行った企業に対して、税制面での優遇や雇用に対する奨励措置を講じることで、新規企業の誘致だけでなく、既存企業の事業規模拡大や安定した雇用の確保を支援してまいります。

二つ目は、「子宝育成プロジェクト」であります。

はじめに、出会いの場創出事業について申し上げます。

若者の定住化や後継者の結婚対策推進のため、積極的な情報発信を進めるとともに、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を講じながら、魅力あるさまざまな婚活イベントを開催し、男女の出会いの場の提供に努めてまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

子育て世代包括支援事業については、新庁舎に設置した子育て世代包括支援センターに親しみやすい愛称を付けるとともに、事業の周知を図り、気軽に相談できる体制づくりに努めてまいります。また、関係機関との連携による切れ目のない支援を提供することで、育児不安の解消を図ってまいります。

三つ目は、「故郷創出プロジェクト」であります。

はじめに、ふるさと応援寄附推進事業について申し上げます。

新たなポータルサイトの追加等により、本市のふるさと応援寄附は年々増加しております。今後も魅力ある返礼品の拡大に努め、産業の振興に結び付けてまいります。

次に、シティプロモーション推進事業について申し上げます。

本市にある地域資源を活用し、映画やドラマなどの撮影誘致・支援を行うとともに、作品の舞台を訪れてもらうロケツーリズムを新たに始めることにより、本市の魅力や認知度の向上を目指してまいります。

次に、定住促進奨励金交付事業について申し上げます。

本市では、人口減少対策の一環として、定住促進奨励金交付事業を実施しております。令

和4年度からは新たに市内の若者を対象とした奨励金を創設するなど、今後も住んでみたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進めてまいります。

次に、幽学の里で米作り交流事業について申し上げます。

大原幽学先生ゆかりの水田を活用し、市内在住者と都市住民が米作り体験などで交流することにより、農作物を作る喜び、食べる喜びを通して農業の魅力を感じていただくとともに、本市の豊富な農水産物のPRを図ってまいります。

四つ目は、「安心形成プロジェクト」であります。

はじめに、地域包括ケアシステムの充実について申し上げます。

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムを充実させてまいります。また、増加、複雑化する各種相談に対応するため、市の中央・北部・東部に配置した地域包括支援センターと、市直営の基幹型地域包括支援センターが連携し、きめ細やかな支援を引き続き行ってまいります。

次に、震災復興・津波避難道路整備事業について申し上げます。

飯岡地域の横根三川線については、県道飯岡片貝線から国道126号までの暫定供用を目指して、国道部の交差点及び一部区間の工事に着手しております。

旭地域の椎名内西足洗線については、全線の供用開始を目指して、椎名内地区及び西足洗地区それぞれの区間で工事を進めております。

次に、地域公共交通の利便性向上について申し上げます。

地域公共交通については、交通弱者の移動手段を確保するため、コミュニティバスやデマンド交通を運行しております。

人口減少・少子高齢化が進展する中で、交通弱者のさらなる増加が見込まれることから、市民にとって利用しやすい持続可能な公共交通体系を構築するため、広く市民の皆様からご意見を伺いながら、令和5年度からの公共交通政策のマスタープランとなる「地域公共交通計画」を令和4年度末までに策定します。

次に、生涯活躍のまち・あさひ形成事業について申し上げます。

この事業は、まち全体の名称を「みらいあさひ」とし、まちの一部である多世代交流施設「おひさまテラス」を含む商業棟について、令和4年春のオープンを目指してまいりました。

現在、事業者による建設工事が順調に進んでおり、ゴールデンウィーク前にはオープンできる見込みと伺っております。

「おひさまテラス」については、オープン後に魅力的な講座やイベント等が展開できるよう、市と指定管理者が連携・協力しながら準備を進めており、詰めの段階にきております。

また、この官民連携による取り組みをきっかけに、世界的な製薬メーカーであるノボノルディスクファーマ株式会社が世界の主要都市などで行っている、2型糖尿病抑制事業「CCDプロジェクト」の38番目のパートナー都市に本市が選定されたところです。

昨年6月には、本市と千葉大学医学部附属病院、ノボノルディスクファーマ社が協定を締結し、「みらいあさひ」を主たるフィールドとして、ノボノルディスクファーマ社による支援の下、令和7年度末まで糖尿病患者の発症抑制と重症化予防のための共同研究を進めてまいります。

市としても積極的にこの共同研究を推進していくため、本年4月に若手・中堅職員によるプロジェクトチームを組織します。

このように民間事業者からの注目を集め、また内閣官房からも高い評価を得ている生涯活躍のまち・あさひ形成事業は、平成27年度に策定した総合戦略に構想として掲載して以降、7年の歳月を経て、いよいよオープンにたどり着くことができました。

これも、ひとえに、地権者の皆様方をはじめ、市のコンセプトに賛同し、事業計画を提案していただいた事業者の皆様、関係機関の皆様方のご協力、そして、市議会や市民の皆様方のご理解があつてのことと、この場をお借りして改めて感謝申し上げます。

この事業は、さまざまな可能性を秘めた、将来の旭市を見据え、契機となる事業であると確信しております。

まちが完成した以降も、子育て世代を中心とした多世代が交流することで賑わいを創出し、いつ行ってもワクワクする施設になるよう、全力で取り組んでまいりますので、今後とも、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、「ストップ少子化大作戦」について申し上げます。

本市では、これまでさまざまな子育て支援策を実施してまいりましたが、総合戦略に示してある数値目標をクリアするには至っておりません。

そこで、「おひさまテラス」が開設予定である令和4年度からハード事業・ソフト事業の双方から少子化に歯止めをかけるため、従来の単独の事業の実施だけでなく、「結婚～出産～子育て～定住」を一連のものと捉え、さまざまな事業を一体的かつ効果的に組み合わせ相乗効果を創出すべく、コラボ企画や一元的な情報発信などの工夫を凝らし、切れ目のない支援事業を進めてまいります。

この結婚から定住まで切れ目のない各種支援事業を「ストップ少子化大作戦」と命名し、異なる部署と連携した「チーム旭市役所」として取り組んでまいります。

次に、令和4年度の基本施策の概要を、総合戦略に掲げた四つの基本目標に沿って申し上げます。

第一は、「魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり」であります。

はじめに、農水産業の振興について申し上げます。

農林水産省が公表した、本市の令和元年市町村別農業産出額は、490億2,000万円で全国第6位となっております。

引き続き全国トップクラスの農業産出額を維持していくため、労働力の確保、農業経営の安定化、生産性の向上を目指し、関係機関と連携してさまざまな施策に取り組んでまいります。

園芸生産強化支援事業については、首都圏の食糧供給基地として、また、農業の高収益化を図るため、生産施設の整備やスマート化への機械等の導入に対する千葉県の補助事業に、市も上乘せして支援を行ってまいります。

水田農業構造改革推進事業については、今後も米価の下落が予想されており、需要に応じた米の生産が求められていることから、畜産業が盛んな本市の特性を十分に生かして、飼料用米等の戦略作物の作付けに対する支援を行い、水田農業の経営安定を図ってまいります。

家畜防疫対策事業については、県内でも本年1月に高病原性鳥インフルエンザが発生するなど、引き続き厳重な防疫対策が重要となっております。今後も、畜産物を安定供給するため、各農場での飼養衛生管理の徹底を図るとともに、各種防疫対策への支援をしてまいります。

新規就農総合支援事業については、市単独による補助事業を取りそろえ、親元での就農者への支援のほか、市外からの新規就農者を積極的に受け入れ、農業者の確保、担い手の育成に取り組んでまいります。

畜産環境フレッシュ事業については、各農場での畜産臭気に対する対策を進めるため、臭気を軽減する効果のある資材等の導入に対し支援を行い、環境の改善に取り組んでまいります。

農業基盤整備については、水田の大区画化や担い手への農地の集約などを目的とし施工している県営土地改良事業飯岡西部地区、春海地区、豊和地区の早期完成に向けて、引き続き支援してまいります。

有害鳥獣駆除事業については、イノシシなどによる農産物への被害防止や農村環境の保全を図るため、引き続き市の単独補助事業などで、対策を強化してまいります。

次に、水産業の振興について申し上げます。

水産業については、漁業共済制度や貝類の種苗放流などを推進し、漁業者の安定的な経営や水産資源の回復に努めてまいります。また、飯岡漁港内の施設改修や航路しゅんせつなど、水産基盤の整備を推進してまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

商店街活性化事業については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、消費者の購買意欲の拡大を図り、地元商店街等の活性化につなげるため、令和3年度に引き続きプレミアム率30パーセントの共通商品券発行事業を行うほか、各商店街が実施するイベントなどの商業活性化に向けた取り組みを支援してまいります。

工業振興支援事業については、立地企業の経営基盤の強化を図るため、工業団地内の既存の排水施設等をはじめとした共同管理事業への支援により、企業の生産環境の整備を進めてまいります。

第二は、「結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり」であります。

はじめに、保健の充実について申し上げます。

がん検診等については、コロナ禍でも対象者が受診しやすいよう検診日を増やし、男女別の日程の設定や、実施方法を工夫するなど、感染予防対策を講じながら、受診率の向上を図ってまいります。

感染症予防対策事業については、新型コロナワクチンの3回目接種を2月1日に開始いたしました。4月からは、働く世代が接種を受けやすくするため、夜間接種日を設けて対応してまいります。

また、前年度同様インフルエンザ予防接種費用の助成の拡充、その他各種予防接種の実施、感染症に関する正しい知識の普及に取り組み、感染症の予防に努めてまいります。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

新たな取り組みとして、誰でも自由に、自ら進んでスポーツに親しむことができるよう「あさひスポーツフェスティバル」を本年10月に開催します。

市内複数のスポーツ施設で、家族や友人と気軽に楽しめるニュースポーツの体験や、障がいがある方でも参加できるパラスポーツなどを予定しております。

次に、都市住民との交流を目的に開催してまいりました向太陽杯パークゴルフ大会については、市内の小・中学生、親子、一般の方などが大勢参加できるよう、市民向けの大会に変更して開催いたします。

地域の活性化を目的に整備を進めてまいりました、旭市サッカー場については、本年4月にオープンを予定しております。なお、令和4年度はさらなる利用促進のため、照明設備の設置を予定しています。

文化の杜公園テニスコートについては、利便性の向上を図るため、クレーコートから人工芝へ改修を行う予定であります。

次に、子育て支援の充実について申し上げます。

医療的ケア児及びその家族に対する支援については、昨年9月に施行された医療的ケア児及びその家族の支援に関する法律において、社会全体で支えるものと定められました。本市においても日常生活を営むために医療を要する状態にある児童が、保育所等の利用を希望する場合に、受け入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケアを必要とする児童の地域生活を支援し、児童福祉の向上を図ってまいります。

市内に13か所ある公立保育所の再編については、施設老朽化による維持管理経費の増加や、少子化による利用児童数の減少など、さまざまな課題が生じていることから、旭市公立保育所在り方検討委員会や旭市立保育所再編計画策定懇談会からご意見をいただき、公立保育所の施設ごとの方針や施設全体の再編方針を定めた「旭市立保育所再編計画（案）」を作成いたしました。

この計画案について、パブリックコメントを実施し、今後は、本年度中の計画策定に向け、最終調整を行い、公表してまいります。

妊婦・乳幼児健康診査事業では、妊娠初期から乳幼児期まで定期的に健康診査を受けることで、健康状態を把握し、適切な治療や指導を受けられるよう検診費用の助成を行います。また、3歳児健康診査の視力検査用に機器を導入し、異常を早期に発見し、早期治療につなげてまいります。

次に、学校教育の充実について申し上げます。

教育の情報化推進事業については、引き続き、教職員の操作習得や授業支援などを行うICT支援員を民間委託し、効果的で効率的なICT活用の研究と実践を進め、コロナ禍における学習環境の速やかな整備と学力向上をはじめとする教育課題に取り組んでまいります。

英語教育の充実については、令和4年度から、中学校の英語指導助手（ALT）と、小学

校の英語教諭補助員（JTE）をそれぞれ増員し、中学校では授業での活用をさらに充実させ、小学校では新たに1学年、2学年及び6学年の外国語授業等での活用を進めるとともに、実用英語技能検定に係る補助を拡大し、コミュニケーション能力や英語学力の向上に取り組んでまいります。

小・中学校の再編については、新型コロナウイルスの感染状況を考慮しつつ、地域ごとに説明会やアンケート調査を実施し、住民の意見を伺いながら合意形成に向け進めてまいります。

次に、生涯学習の充実について申し上げます。

大規模改修工事を進めてまいりました旭第二市民会館については、本年4月1日から複合施設「あさひ市民センター」としてオープンいたします。今後は、地域の拠点施設として、市民の活動を支援してまいります。

なお、本施設に入る旭市地域職業相談室と旭市観光物産協会の移転については、本年5月下旬を目途に調整を進めてまいります。

次に、芸術文化の振興・伝統文化の保存について申し上げます。

文化振興事業については、コロナ禍で文化芸術に触れる機会が制限されている中、市民の文化意識の高揚を図り、優れた芸術文化に接する機会を増やすため、プロによる演芸など幅広いジャンルの芸術文化事業を展開してまいります。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

成人式開催事業については、本年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられますが、本市では引き続き20歳を対象とした「二十歳のつどい」として名称を改め、式典を開催してまいります。

第三は、「ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集うまちづくり」であります。

はじめに、交流の促進について申し上げます。

スポーツ交流については、「旭市飯岡しおさいマラソン大会」を開催し、本市の知名度アップや交流を促進してまいります。

次に、安全で快適な道路の整備について申し上げます。

市道の整備については、安全で円滑な交通の確保と生活環境の改善を図るため、道路改良、排水施設整備及び維持補修工事など、計画的に取り組んでまいります。

旭中央病院アクセス道の整備については、令和3年度内での全線供用開始を目指し、国道126号の交差点部の改良工事を進めております。

飯岡海上連絡道の整備については、ＪＲ東日本千葉支社への委託により、鉄道横断工事を進めております。

南堀之内バイパスの整備については、一部区間の改良工事と併せて、大利根用水路横断部に係る設計業務を順次進めております。

千葉県により進められている銚子連絡道路の整備については、昨年８月に旭都市計画道路として決定及び告示され、引き続き、早期事業化に向けた準備等を進めていると伺っております。

また、清滝バイパスの整備については、トンネルの掘削が完了し、トンネル内部のコンクリート工事が進められております。

２路線とも、本市にとりまして重要な路線でありますので、今後も早期完成に向け、関係機関に要望してまいります。

次に、安全・安心な水の供給について申し上げます。

水道事業については、安全・安心な水道水を供給するため「旭市水道事業ビジョン」による長期計画に基づき、耐震化を考慮した既存施設の更新・改良や配水区域の適正化を実施してまいります。

次に、公園の充実について申し上げます。

公園については、市民が自然とふれあい、うるおいと安らぎをもたらす憩いの場として、安全で快適に利用できるよう適正な維持管理を行ってまいります。

次に、居住環境の充実について申し上げます。

秩序ある土地利用を図り、均衡のあるまちづくりを計画的に進めていくため、令和４年度より市全域を視野に入れた都市計画の見直しに向け、調査・検討業務に着手いたします。

令和７年度までの４年間で調査・検討にかかる業務に取り組み、令和８年度の都市計画決定告示を目標にしてまいります。

持続可能なまちづくりには、計画的な土地利用の実現と計画的なインフラの整備が不可欠と考えておりますので、市民の皆様との合意形成を図りながら、事務を進めてまいります。

住宅リフォーム補助事業については、市民の居住環境の向上等を目的として実施しており、個人住宅のリフォームに対する補助を通じて地域経済の活性化を図ってまいります。

空き家対策事業については、空き家等に対する施策を総合的に行うため、旭市空家等対策協議会を設置し、「旭市空家等対策計画」の策定を進めておりますが、協議会において協議が整い次第、パブリックコメントを経て決定する予定です。決定後は「旭市空家等対策計

画」に基づく特定空家の認定、空き家の活用支援等、効果的な取り組みを実施してまいります。

公共下水道及び農業集落排水については、施設の適正な維持管理を通じて、水質保全や生活環境の向上に努めてまいります。

冠水対策排水整備事業については、近年の集中豪雨や台風等の対策として、イ地区サンモール西側の排水路整備を順次、進めてまいります。

また、旭地域のハ地区及び海上地域の後草地区の冠水対策として、本年度に実施した測量業務を踏まえて、今後、具体的な対策を進めてまいります。

蛇園南地区排水路整備事業については、引き続き地区内の冠水対策として、排水路の面整備工事を進めてまいります。

次に、廃棄物の減量化と資源の有効活用について申し上げます。

廃棄物の減量化と資源の有効活用については、限りある資源を有効に活用する循環型社会の実現を目指して、市民や事業者の皆様によるごみ減量化や3Rへの取り組みを引き続き支援してまいります。

ごみ処理の広域化については、東総地区クリーンセンターが銚子市野尻地区に、東総地区最終処分場が銚子市森戸地区に完成し、本年度より稼働しております。

今後は、中継施設の整備を進めるため、引き続き東総地区広域市町村圏事務組合及び構成市と連携を図ってまいります。

次に、自然環境の保全について申し上げます。

自然環境の保全については、きれいな旭をつくる運動を推進するため、きれいな旭をつくる会や環境ボランティア団体を支援し、市民やボランティア団体の皆様にご協力をいただきながら、身近な地域の環境美化の推進を図ってまいります。

次に、洋上風力発電について申し上げます。

昨年12月に銚子市沖における洋上風力発電事業者が選定され、今後は環境アセスメントなどを経て、令和10年に運転が開始される予定です。

選定された事業者に対しましては、洋上風力発電を通じた本市への地域振興に協力を求めています。

第四は、「将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくり」であります。

はじめに、高齢者福祉の充実について申し上げます。

高齢になっても住み慣れた地域で自立した暮らしが続けられるよう、介護予防の普及啓発を行うとともに、高齢者が地域のつながりの中で互いに声を掛け合い、生活機能の低下を予防するための「通いの場」の立ち上げ支援や、生活機能を向上させるための介護予防サービスの拡充に取り組むなど、今後も地域での支えあいの仕組みづくりや、介護予防・日常生活支援体制について構築してまいります。

次に、消防・防災力の強化について申し上げます。

消防庁舎整備事業については、消防体制の充実を図るため、海上分署と飯岡分署を統合し、両分署の中間地点に統合消防分署庁舎を建設することといたしました。

令和4年度は、設計業務委託を予定しており、令和6年度中の運用開始を目指しております。

また、消防力の強化を図るため、新たに地上型耐震性貯水槽を干潟地域入野ふれあいセンターへ設置し、火災発生時には消火に必要な水を消防隊へ供給することにより、迅速な消火活動を図ってまいります。

火災予防については、住宅用火災警報器を設置する後期高齢者世帯に対する助成事業を行うとともに、住宅用火災警報器の普及啓発を推進し、市民の防災意識の高揚を図ってまいります。

次に、消費者の保護について申し上げます。

消費者保護対策については、多様化する消費者トラブル等に対応するため、消費生活相談員のスキルアップに向けた各種研修の充実を図るとともに、関係各課や関係機関と連携を図りながら、引き続き消費生活センターにおける相談体制のさらなる充実・強化に努めてまいります。

また、消費生活被害を未然に防ぐため、広報紙等による啓発活動のほか、消費生活サポーターとの連携による幅広い年齢層への情報提供を行ってまいります。

次に、行政改革の推進について申し上げます。

行政改革の推進については「第4次旭市行政改革アクションプラン」を指針として、第2期総合戦略の実現に必要な、将来にわたって持続可能な行財政運営基盤の確立に向け、職員一丸となって取り組んでまいります。

自主財源の安定的な確保については、税を中心とした債権の回収に、積極的に取り組んでおりますが、今後も市民負担の公平性を確保するため、債権所管課相互の連携を図りながら、徹底した収納業務に努めてまいります。

すべての公共施設の在り方や具体的な運用については、「旭市公共施設等総合管理計画」に沿って、市民のニーズや市を取りまく社会状況の変化を的確に把握しながら、資産コストの縮減と公共施設の最適な配置を目指してまいります。

次に、令和4年度の予算編成方針について申し上げます。

本市の財政状況は、これまで着実に推進してきた行財政改革などにより、令和2年度決算においても良好な結果となったところでありますが、令和4年度は、市税等の増が見込まれるものの、新型コロナウイルスの感染拡大による経済への影響の長期化などから、今後の歳入を取り巻く環境は厳しくなることが予想されております。

一方、歳出面においては、人口減少や少子高齢化対策、安全・安心なまちづくり等を積極的に推進する中、社会保障関係費の増加や新型コロナウイルス感染症への対応、公共施設等の維持・更新経費の増加、「生涯活躍のまち形成事業」など、市政発展のため必要不可欠な事業の進捗により、財政需要の増大が見込まれております。

このような状況を踏まえ、令和4年度の予算編成にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めつつ、「第2期旭市総合戦略」に掲げる4つの基本目標の実現と、「チーム旭でまちづくり」の推進に向け、関連する諸施策を着実に実施することを基本とし、引き続き本市のさらなる発展を目指して、一般会計の予算額を287億1,000万円としたものであります。

特別会計は、病院事業債管理、国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業で177億6,500万円、企業会計は、水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業で29億6,425万1,000円となり、市全体の当初予算の規模を494億3,925万1,000円としたところであります。

続いて、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、令和4年度旭市一般会計予算の議決についてでありまして、予算規模は、歳入歳出それぞれ287億1,000万円であります。

歳入の主なものは、1款市税に74億1,980万6,000円、10款地方交付税に89億円、14款国庫支出金に31億6,663万9,000円、15款県支出金に19億664万7,000円、21款市債に21億2,890万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、2款総務費に36億1,140万4,000円、3款民生費に94億5,228万1,000円、4款衛生費に40億957万8,000円、8款土木費に29億5,192万2,000円、10款教育費に25億7,318万2,000円、12款公債費に31億5,191万5,000円を計上したところであります。

議案第2号は、令和4年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決についてでありまして、

予算の規模を、歳入歳出それぞれ25億9,100万円とするものであります。

議案第3号は、令和4年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ事業勘定で89億円、施設勘定で8,200万円とするものであります。

議案第4号は、令和4年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ7億8,500万円とするものであります。

議案第5号は、令和4年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ54億700万円とするものであります。

議案第6号は、令和4年度旭市水道事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の給水件数を2万1,416件、年間給水量を640万9,114立方メートルと見込み、事業収益を16億6,585万1,000円と予定いたしました。

議案第7号は、令和4年度旭市公共下水道事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の接続件数を2,077件、年間有収水量を59万6,155立方メートルと見込み、事業収益を5億8,800万7,000円と予定いたしました。

議案第8号は、令和4年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の接続件数を412件、年間有収水量を13万7,204立方メートルと見込み、事業収益を7,943万円と予定いたしました。

議案第9号は、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ24億2,100万円を追加し、予算の総額を369億6,100万円とするものであります。

議案第10号は、令和3年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出それぞれ1億4,500万円を追加し、予算の総額を54億5,400万円とするものであります。

議案第11号は、旭市飯岡刑部岬展望館の設置及び管理に関する条例の制定についてでありまして、千葉県から当該施設の無償譲渡を受けるにあたり、新たに条例を制定するものであります。

議案第12号は、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第13号は、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

でありまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第14号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方税法の一部改正に伴い、未就学児に係る均等割額について軽減措置を講ずるため、所要の改正を行うものであります。

議案第15号は、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、泉川児童遊園、新川観音児童遊園、萩園児童遊園を廃止するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第16号は、旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、「おひさまテラス」の開設に向けて、利用方法や施設の一部の仕様を調整したことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第17号は、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、老朽化した双葉団地の一部を用途廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第18号は、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、社会体育施設において指定管理者制度を活用するため、所要の改正を行うものであります。

議案第19号は、旭市庁舎整備基金条例を廃止する条例の制定についてでありまして、新庁舎建設事業の完了に伴い、庁舎整備基金を廃止するため、本条例を廃止するものであります。

議案第20号は、和解及び損害賠償の額を定めることについてでありまして、市有自動車による人身事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第21号は、市道路線の認定及び変更についてでありまして、道路整備により3路線を認定し、1路線を変更するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

議案第22号は、旭市監査委員の選任につき同意を求めることについてでありまして、現委員のうち1名の任期が令和4年3月31日をもって満了となるため、後任の委員を選任するにあたり、議会の同意を求めるものであります。

私は、現委員である堀江通洋氏が適任であり、再度お願いしたいと考え、提案するものであります。

議案第23号及び議案第24号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについ

てでありまして、現委員のうち、令和４年６月30日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

私は、林芳枝氏及び神原春代氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第25号は、専決処分の承認についてでありまして、令和３年度旭市一般会計補正予算（第10号）について、住民税非課税世帯や家計急変世帯への１世帯当たり10万円の給付に要する経費と、新型コロナウイルスワクチン接種のため、診療時間外や休日に集団接種会場へ派遣される医療従事者の経費の一部を助成するための費用について専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

以上、新年度を迎えるにあたり、市政運営に対する基本的な考え方をお示しし、重点的に取り組む施策の概要とともに今回提案いたしました各議案の趣旨をご説明いたしました。

詳しくは事務担当者から説明し、また、ご質問に応じてお答えいたしますので、なにとぞご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（木内欽市） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

会議は途中ですが、ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第７ 議案の補足説明

○議長（木内欽市） 日程第７、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第１号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 山崎剛成 登壇）

○財政課長（山崎剛成） 議案第１号、令和４年度旭市一般会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

それでは、令和4年度旭市予算書のご用意をお願いしたいと思います。

予算の内容について、前年度と比較しながら主なものを説明いたします。

それでは、1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を287億1,000万円と定めるもので、対前年度11億8,000万円、3.9%の減となりました。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債につきましては、後ほど説明いたします。

第4条は、一時借入金の限度額を20億円と定めるものです。

第5条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を、給料、職員手当等及び共済費と定めるものです。

9ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為です。

表の一番上になります。農業近代化資金利子補給から一番下の海上飯岡統合分署設計業務委託料まで13項目ございまして、それぞれ記載のとおり期間と限度額を設定するものです。

10ページをお願いいたします。

第3表、地方債です。

起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、総額として21億2,890万円を計上しております。

それでは、歳入から順を追って説明いたします。

13ページをお願いいたします。

1款市税のうち、1項1目個人市民税は29億7,587万5,000円、対前年度比2.6%の増を見込みました。

2目法人市民税は3億7,284万7,000円、対前年度比4.3%の増を見込みました。

2項1目固定資産税は30億5,707万9,000円、対前年度比4.6%の増を見込みました。

14ページをお願いいたします。

3項軽自動車税のうち、1目環境性能割は1,241万2,000円、対前年度比42.9%の増を見込みました。

2目種別割は2億2,389万8,000円、対前年度比1.9%の増を見込みました。

4項1目市たばこ税は5億1,178万3,000円、対前年度比2.2%の増を見込みました。

次に、15ページをお願いいたします。

下のほうになります。2款地方譲与税です。

この２款地方譲与税から、11款交通安全対策特別交付金までは、国の地方財政計画や県の推計などを考慮して見込んでおります。

主なものを申し上げます。

15ページの一番下、２款２項１目自動車重量譲与税は２億6,500万円、対前年度比12.8%の増を見込みました。

17ページをお願いいたします。

７款地方消費税交付金は15億9,000万円、対前年度比7.4%の増を見込みました。

18ページをお願いいたします。

10款地方交付税は89億円、対前年度比5.7%の増を見込みました。内訳につきましては、説明欄１、普通交付税は、地方財政計画などから増額と見込み、説明欄２、特別交付税は、対象項目の減などに伴い減額と見込みました。

少し飛んで、22ページをお願いいたします。

下のほうになります。14款国庫支出金です。

１項１目民生費国庫負担金は、対前年度比0.8%の減となっております。これは主に、23ページになります、３節児童福祉費国庫負担金の減などによるものです。

同じページの下になります。２項１目総務費国庫補助金は、対前年度比43.0%の大幅な減となっております。これは主に、１節総務管理費国庫補助金の説明欄１、地方創生推進交付金の減などによるものです。

24ページをお願いいたします。

２目民生費国庫補助金は、対前年度比3.1%の減となっております。これは主に、２節児童福祉費国庫補助金の説明欄４、子どものための教育・保育給付交付金の減などによるものであります。

25ページになります。

４目土木費国庫補助金は、対前年度比3.0%の減となっております。これは主に、２節住宅費国庫補助金の説明欄１、社会資本整備総合交付金の減などによるものです。

26ページをお願いいたします。

15款県支出金です。

１項１目民生費県負担金は、対前年度比0.9%の減となっております。これは主に、３節児童福祉費県負担金の、27ページになりますが、説明欄４、子どものための教育・保育給付費負担金の減などによるものです。

一番下になります。２項２目民生費県補助金は、対前年度比4.3%の減となっております。これは主に、28ページをお願いいたします、２節老人福祉費県補助金の昨年度計上していた介護施設等整備事業交付金の減などによるものです。

同じページの下になります。３目衛生費県補助金は、対前年度比14.3%の減となっております。主な要因は、１節保健衛生費県補助金の、29ページになります、説明欄７、住宅用省エネルギー設備導入促進事業費補助金の減などによるものです。

同じページになります。４目農林水産業費県補助金は、対前年度比36.8%の増となっております。これは主に、１節農業費県補助金の説明欄４、水田自給力向上対策事業補助金の増などによるものでございます。

少し飛びまして、33ページをお願いいたします。

17款寄附金です。

１項１目総務費寄附金は、対前年度比111.3%の大幅な増となっております。これは主に、１節総務管理寄附金の説明欄１、ふるさと応援寄附金の増によるものです。

その下になります。18款繰入金です。

基金からの繰入金について申し上げます。

34ページをお願いいたします。

２項１目財政調整基金繰入金は２億2,300万円、対前年度１億3,100万円の減で計上しております。

２目災害復興基金繰入金は4,092万8,000円、対前年度2,826万3,000円の減で計上しております。

３目地域振興基金繰入金は１億2,320万7,000円、対前年度４億7,800万4,000円の減で計上しております。

４目ふるさと応援基金繰入金は１億1,000万円、対前年度2,601万円の増で計上しております。

５目育英基金繰入金は1,562万8,000円を新たに計上しております。

その下、庁舎整備基金繰入金は、令和３年度末の庁舎整備基金の廃止に伴い、廃目となっております。

少し飛びまして、38ページをお願いいたします。

21款市債です。

１項１目総務債は4,170万円で、説明欄１、コミュニティバス整備事業債などの３本を計

上しております。

なお、対前年度 1 億 4,580 万円の大幅な減となった主な要因は、前年度まで計上していた新庁舎建設事業債の減によるものでございます。

2 目民生債は 780 万円で、説明欄 1、児童福祉施設改修事業債を計上しております。

3 目農林水産業債は 8,640 万円で、説明欄 1、転作作物推進事業債などの 5 本を計上しております。

4 目土木債は 12 億 8,760 万円で、1 節道路橋梁債の説明欄 1、土木作業車整備事業債などの 12 本と、2 節都市計画債で説明欄 1、公園整備事業債を計上しております。

39 ページになります。

5 目消防債は 3,200 万円で、説明欄 1、消防施設建設事業債などの 4 本を計上しております。

6 目教育債は 2 億 7,340 万円で、1 節小学校債から 4 節保健体育債までの説明欄に記載の 6 本を計上しております。

なお、対前年度 3 億 3,630 万円の大幅な減となった主な要因は、サッカー場整備工事の減により、4 節保健体育債の説明欄 2、社会体育施設整備事業債が減となったことによるものです。

7 目臨時財政対策債は 4 億円で、国の地方財政計画などから、対前年度 7 億 8,000 万円の減を見込んでおります。

市債の合計は 21 億 2,890 万円で、対前年度 13 億 7,320 万円、39.2% の減となっております。

以上で歳入の説明を終わります。続いて歳出について、前年度と比較しながら主な事業を説明いたします。

それでは、42 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目議会費は、対前年度 8.6% の増で、2 億 2,183 万 5,000 円を計上いたしました。次に、2 款総務費です。

少し飛びまして、46 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目一般管理費は、対前年度比 1.6% の減で、主な要因は前年度まで計上していたコミュニティ施設管理費の減によるものであります。

少し飛びまして、60 ページをお願いいたします。

7 目企画費は、対前年度比 38.7% の減で、主な要因は、63 ページをお願いいたします、説明欄 6、生涯活躍のまち形成事業の減などによるものであります。

69ページをお願いいたします。

10目地域振興費は、対前年度比33.8%の増で、主な要因は、70ページをお願いいたします、説明欄5、移住・定住促進事業の、71ページになりますが、18節負担金補助及び交付金の3行目になります若者世帯住宅取得奨励金の追加や、その下になりますが、説明欄6、コミュニティバス等運行事業の車両購入に伴う増などによるものであります。

次に、3款民生費です。

少し飛びまして、98ページをお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費は、対前年度比0.9%の増で、主な要因は、102ページをお願いいたします、説明欄10、自立支援給付事業のうち19節扶助費の増などによるものです。

また、107ページをお願いいたします。

2項2目後期高齢者医療費は、対前年度比8.4%の増で、主な要因は説明欄2、広域連合負担金の、108ページをお願いいたします、一番上になりますが、千葉県後期高齢者医療広域連合負担金の増などによるものでございます。

少し飛びまして、121ページをお願いいたします。

一番下のほうになります。3項3目児童措置費は、対前年度比3.4%の減で、主な要因は説明欄1、児童手当給付事業の、122ページをお願いいたします、19節扶助費の児童手当の減などによるものです。

次に、4款衛生費です。

少し飛びまして、137ページをお願いいたします。

4款1項2目予防費は、対前年度比2.2%の増で、主な要因は、140ページをお願いいたします、説明欄6、感染症予防対策事業の増などによるものでございます。

145ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、4目環境衛生費は、対前年度比3.1%の減で、主な要因は、146ページをお願いいたします、説明欄2、環境衛生事務費のうち18節負担金補助及び交付金の、147ページになります、東総地区広域市町村圏事務組合負担金の減などによるものです。

次に、5款労働費です。

少し飛びまして、158ページをお願いいたします。

5款1項1目労働諸費については、対前年度比78.3%の増で、主な要因は説明欄2、職業相談室運営支援事業が事務室の移転に伴い増となったことによるものです。

次に、6款農林水産業費です。

少し飛びまして、165ページをお願いいたします。

6款1項3目農業振興費は、対前年度比39.5%の増で、主な要因は、166ページをお願いいたします、説明欄2、新規就農総合支援事業が新たな支援事業の追加などにより増となったことや、167ページになりますが、説明欄5、水田農業構造改革推進事業の増などによるものです。

171ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、5目農地費は、対前年度比15.1%の増で、主な要因は、173ページをお願いいたします、説明欄5、農業水利施設改修事業に、飯岡地域玉浦川地区の管路施設改修工事に伴い、14節工事請負費が追加されたことなどによるものです。

次に、7款商工費です。

少し飛びまして、186ページをお願いいたします。

7款1項3目観光費は、対前年度比14.0%の増で、主な要因は、188ページをお願いいたします、説明欄3、観光施設管理費の県から無償譲渡される飯岡刑部岬展望館の管理経費の追加や、190ページをお願いいたします、説明欄4、観光イベント事業の、191ページになりますが、18節負担金補助及び交付金の七夕市民まつりやYOU・遊フェスティバルへの補助金の増などによるものです。

次に、8款土木費です。

少し飛びまして、199ページをお願いいたします。

8款2項3目道路新設改良費は、対前年度比22.5%の減で、主な要因は、200ページをお願いいたします、説明欄4、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業や、その下になりますが、説明欄5、南堀之内バイパス整備事業などの道路整備事業が工事の進捗に伴い減となったことなどによるものでございます。

205ページをお願いいたします。

3項4目公園費は、対前年度比18.9%の増で、主な要因は、206ページをお願いいたします、一番上になりますが、説明欄2、あさひパークゴルフ場維持管理費の、207ページになりますが、14節工事請負費のパークゴルフ場改修工事の増などによるものでございます。

次に、9款消防費です。

少し飛びまして、214ページをお願いいたします。

9款1項1目常備消防費は、対前年度比4.0%の減で、主な要因は、216ページをお願いいたします、説明欄3、消防庁舎整備事業の追加や、その下になりますが、説明欄4、消防施

設整備事業の増はあったものの、その下の説明欄 5、消防車両整備事業が車両購入費の減によりまして大幅な減となったことによるものです。

次に、10款教育費です。

少し飛びまして、224ページをお願いいたします。

10款 1 項 2 目事務局費は、対前年度比14.4%の増で、主な要因は、228ページをお願いいたします、説明欄 8、育英資金給付事業の増や、229ページになりますが、説明欄11、教育の情報化推進事業の増などによるものです。

231ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、2 項 1 目学校管理費は、対前年度比9.1%の増で、主な要因は、234ページになります、上のほうになりますが、説明欄 3、小学校施設改修事業の増などによるものです。

少し飛びまして、240ページをお願いいたします。

3 項 2 目教育振興費は、対前年度比17.5%の増で、主な要因は、243ページをお願いいたします、説明欄 6、中学校英語指導助手配置事業のALTの増員に伴う増などによるものです。

少し飛びまして、270ページをお願いいたします。

4 項13目社会教育施設再編費は、対前年度比20.0%の減で、主な要因は説明欄 1、社会教育施設再編事業の14節工事請負費の減などによるものです。

273ページをお願いいたします。

5 項 2 目体育施設費は、対前年度比67.7%の大幅な減で、主な要因は、278ページをお願いいたします、説明欄 7、サッカー場整備事業の減によるものです。

その下の279ページになりますが、3 目学校給食費は、対前年度比4.2%の増で、主な要因は、281ページをお願いいたします、下のほうになりますが、説明欄 5、第二学校給食センター管理費のうち、282ページをお願いいたします、14節工事請負費の給食センター施設改修工事の増によるものです。

次に、12款公債費です。

少し飛びまして、290ページをお願いいたします。

12款 1 項 1 目元金は、対前年度比2.6%の減、2 目利子は、対前年度比14.3%の減となっております。

次に、13款諸支出金です。

292ページをお願いいたします。

13款 2 項 1 目水道事業公営企業費は、対前年度比5.6%の減で、主な要因は説明欄 1、水道事業会計繰出金の高料金対策補助金の減によるものです。

294ページをお願いいたします。

14款の予備費は、前年度と同額の5,000万円を計上しております。

以上で歳出の主な内容の説明を終わります。

続きまして、その下、295ページをお願いいたします。

ここから302ページまでは給与費明細書となっております。

1、特別職の表は、長等、議員、その他の特別職について本年度と前年度を比較したものです。

下から 2 段目、その他の特別職が259人の減となっておりますが、これは主に令和 3 年度執行の選挙に係る投票管理者等の減によるものです。

296ページをお願いいたします。

2、一般職のうち（1）の総括は、一般職の職員数、給与費、共済費について前年度と比較したもので、会計年度任用職員を含めた表でございます。

297ページになります。

これは、一般職のうち会計年度任用職員以外の職員の表でございます。会計年度任用職員以外の職員数は、前年度と比べて 3 人の減で、金額は、右のほうですが、合計で4,018万 3,000円の減となっております。

298ページをお願いいたします。

これは会計年度任用職員の表となっております。職員数は、フルタイム会計年度任用職員の数で、括弧内はパートタイム会計年度任用職員の外書きとなっております。

会計年度任用職員の本年度の給与費等の合計は、右側になりますが、7 億9,293万6,000円で、前年度と比べまして5,888万6,000円の増となっております。

その他の内容は、299ページ以降に記載のとおりでございます。

次に、303ページをお願いいたします。

ここから305ページまでは、債務負担行為に関する調書で、支出が令和 4 年度以降にわたるものについての支出予定額等を記載したものでございます。

最後に、306ページをお願いいたします。

この表は地方債に関する調書です。

一番下の計の欄をご覧ください。左から順に、令和2年度末の現在高が308億4,833万円、その右が令和3年度末現在高見込額で316億3,479万2,000円、さらにその右が令和4年度中の起債見込額で21億2,890万円、その右が令和4年度中の元金償還見込額で30億4,189万3,000円、一番右になりますが、令和4年度末の現在高見込額で307億2,179万9,000円となっております。

以上で議案第1号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 小倉直志 登壇）

○企画政策課長（小倉直志） 議案第2号、令和4年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算書の307ページをご覧ください。

第1条にありますように、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億9,100万円といたしました。少し飛びまして、313ページをご覧ください。

歳入の1款諸収入として、貸付金元利収入20億4,100万円を計上しました。これは、病院事業債の元利償還金分としての地方独立行政法人からのものです。

また、2款市債として、病院債5億5,000万円を計上しました。これは、法人が行う医療機器を購入するために貸し付ける長期貸付金の財源として借り入れるものです。

314ページをご覧ください。

歳出の1款事業費ですが、貸付金として5億5,000万円を計上しました。これは、歳入で計上しました病院債をそのまま法人に貸し付けるものです。

2款公債費は、1目元金17億3,088万円及び2目利子3億1,012万円、合わせて20億4,100万円を計上いたしました。これは、歳入で計上しました貸付金元利収入をそのまま償還するものです。

315ページをご覧ください。

説明申し上げました歳入歳出の結果、令和4年度末の病院債現在高は、表の一番右側になりますが、184億5,911万9,000円と見込んでおります。

以上で議案第2号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第3号、議案第4号について、保険年金課長、登壇してください。

(保険年金課長 穴澤昭和 登壇)

○保険年金課長(穴澤昭和) 議案第3号、令和4年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算書の317ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を事業勘定89億円、施設勘定8,200万円と定めるものです。

第2条は、一時借入金の限度額を事業勘定1億円、施設勘定1,000万円と定めるものです。

第3条は、歳出予算中、款内において流用できる経費を保険給付費と定めるものです。

それでは、327ページをお願いいたします。

初めに、事業勘定の歳入についてご説明いたします。

1款国民健康保険税は、328ページに移りまして、上段の計の欄で17億4,180万3,000円、前年度と比較して0.5%の増を見込みました。新型コロナウイルス感染症の影響と被保険者数の減少等により税収の回復は見込めないため、微増となりました。

329ページをお願いいたします。

5款県支出金は64億5,330万3,000円、8.5%の増を見込みました。内訳は、説明欄の1、保険給付費等普通交付金63億1,207万4,000円と、説明欄の2、保険給付費等特別交付金1億4,122万9,000円となります。

増の要因につきましては、保険給付費等普通交付金の増によるもので、歳出の保険給付費の増と連動しており、県で算定されています。

7款1項1目一般会計繰入金は、全額法定の繰入金でありまして、4億9,730万4,000円、1.9%の増を見込みました。増の要因は、1節保険基盤安定繰入金と、330ページに移りまして、4節財政安定化支援事業繰入金が増額になったこと、また、新たに5節の未就学児保険税均等割軽減繰入金を加えたことによるものです。

続いて、2項1目財政調整基金繰入金は、税の減収を補填するため、1億8,000万円を見込みました。

次に、歳出についてご説明いたします。

332ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は2,987万円、前年度と比較して9.5%の減を見込みました。減の要因は、税制改正等に伴うシステム改修費の減少によるものです。

334ページをお願いいたします。

下段の2款1項療養諸費は、335ページに移りまして、計の欄で55億760万円、8.7%の増

を見込みました。増の要因は、被保険者の高齢者割合が高く、1人当たりの医療費の増加によるものです。

336ページをお願いいたします。

2項高額療養費は、計の欄で8億874万6,000円、8%の増を見込みました。

337ページをお願いいたします。

4項1目出産育児一時金は2,731万4,000円、7.1%の減を見込みました。

338ページをお願いいたします。

3款保険事業費納付金は、339ページに移りまして、計の欄で23億5,320万3,000円、2.8%の減を見込みました。この納付金は、歳入の県支出金、保険給付費等普通交付金の原資として県に納付するものです。

4款保健事業費は8,545万8,000円、2%の増を見込みました。主なものは、説明欄の1、特定健康診査等事業5,761万3,000円、340ページに移りまして、説明欄の3、短期人間ドック事業2,250万円などとなります。

343ページをお願いいたします。

7款3項直営診療施設補助金は2,070万円、前年度と同額を見込みました。この補助金は、旭中央病院の運営や各種事業に対し県から交付され、支出するものです。

4項1目施設勘定繰出金は30万円、前年度と同額を見込みました。この繰出金は、滝郷診療所の運営に対し県から交付され、支出するものです。

344ページをお願いいたします。

8款予備費は3,000万円、前年度と同額を見込みました。

345ページ、346ページは給与明細となります。

続きまして、施設勘定の歳入についてご説明いたします。

349ページをお願いいたします。

1款1項外来収入は5,074万1,000円、前年度と比較して8.6%の減を見込みました。減の要因は、令和3年度に引き続きコロナ禍は継続すると見込み、予約診療による人数制限や感染症対策によるコロナ以外の感染症患者などの受診者の減少を見込んだことによるものです。

続いて、2項その他の診療収入は、各種健診や予防接種などで410万9,000円、23%の減を見込みました。

351ページをお願いいたします。

4款1項他会計繰入金740万円、前年度と同額を見込みました。

2 項基金繰入金は、診療収入の減収を補填するため、1,600万円を見込みました。

次に、歳出についてご説明いたします。

353ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費は4,715万円、前年度と比較して4.9%の減を見込みました。減の要因は、職員給与費やシステム改修費の減少によるものです。

356ページをお願いいたします。

2 款 1 項医業費は、357ページに移りまして、計の欄で3,269万5,000円、1.4%の増を見込みました。医業費については、主に医薬品材料費で、その他、医療用の機械器具費を見込んでいるものです。

358ページをお願いいたします。

6 款予備費は200万円、前年度と同額を見込みました。

359ページから364ページまでは給与明細となります。

以上で議案第3号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第4号、令和4年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算書の365ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を7億8,500万円と定めるものです。

371ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料は5億5,740万4,000円、前年度と比較して6.7%の増を見込みました。増の要因は、被保険者数の増加によるものです。

2 款 1 項一般会計繰入金は1億9,185万5,000円、前年度と比較して0.1%の減を見込みました。内訳は、説明欄の事務費分1,605万4,000円と、保険料軽減分に対する保険基盤安定繰入金1億7,580万1,000円です。この保険基盤安定繰入金につきましては、全額千葉県広域連合へ納付するものです。

372ページをお願いいたします。

4 款 3 項 1 目後期高齢者医療広域連合受託事業収入は2,871万1,000円、6.9%の増を見込みました。増の要因は、健康診査の受託収入の増によるものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

374ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費は1,448万6,000円、30.2%の減を見込みました。減の要因は、保険料のコンビニ収納に対応するシステム改修費の減少によるものです。

375ページをお願いいたします。

2 款広域連合納付金は7億3,320万5,000円、5.9%の増を見込みました。この納付金は、被保険者からの保険料と保険料軽減分に対する保険基盤安定繰入金を併せて千葉県広域連合へ納付するものです。

3 款保健事業費は、376ページへ移りまして、計の欄で2,738万円、7.5%の増を見込みました。内容は、健康診査事業を千葉県広域連合から受託し実施するものです。

377ページをお願いいたします。

5 款予備費は、前年度と同額の500万円を見込みました。

378ページは給与明細となります。

なお、後期高齢者医療制度において、本年10月1日から医療費の窓口負担割合に2割負担が導入されます。2割負担に該当する被保険者へは、負担増の配慮として、一定額を超えた自己負担額を払い戻す措置が取られます。この措置は、急激な負担増を抑え、必要な受診の抑制を招かないように、窓口負担の影響が大きい外来の受診につき施行後3年間、一月分の負担増を最大でも3,000円にとどめるものです。

今後、施行に向けて、市の広報や被保険者への通知などで周知を図ってまいります。

以上で議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

会議は途中ですが、昼食のため1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 4分

再開 午後 1時10分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第5号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 赤谷浩巳 登壇）

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 議案第5号、令和4年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の379ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を54億700万円と定めるものです。

第2条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を定めるものです。

次の380ページから383ページは、歳入歳出予算の款項ごとの金額であり、385ページと386ページは事項別明細書の総括となっておりますので、説明を省略させていただきまして、387ページの歳入から予算の内容について主なものをご説明いたします。

それでは387ページをお願いいたします。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料は12億3,442万8,000円で、第1号被保険者数の増加を見込み、対前年度比2.1%の増で計上いたしました。

内訳は、現年度分調定見込額の90.7%に当たる1節現年度分特別徴収保険料を収納率100%で11億2,874万7,000円を見込み、2節現年度分普通徴収保険料は1億68万3,000円、3節過年度分普通徴収保険料は499万8,000円を見込みました。

2款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金は8億9,666万6,000円、対前年度比2.4%の増を、2項1目調整交付金は1億6,333万2,000円、対前年度比6.0%の減で、2目地域支援事業交付金は7,973万5,000円、対前年度比9.5%の減でそれぞれ計上いたしました。

388ページをお願いいたします。

3款支払基金交付金の計は14億91万5,000円で、対前年度比2.1%の増で計上いたしました。

4款県支出金、1項1目介護給付費負担金は7億4,749万1,000円、対前年度比2.5%の増で計上いたしました。

389ページをお願いいたします。

同じく、4款県支出金、2項1目地域支援事業交付金は3,986万8,000円、対前年度比9.5%の減で計上いたしました。

6款繰入金、1項一般会計繰入金ですが、390ページをお願いいたします、計でございますが8億1,913万円で、対前年度比2.8%の増で計上いたしました。

8款諸収入ですが、391ページをお願いいたします、2項雑入の計になりますが、696万2,000円を計上いたしました。主なものは、配食サービス事業利用収入です。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、392ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて、ご説明いたします。

1款総務費、1項1目一般管理費は1,726万6,000円、対前年度比39.4%の増で計上いたし

ました。増となった主な理由は、介護保険一般事務費において、次期介護保険事業計画策定に係るアンケート調査実施のための計画策定調査業務委託料を計上したことによるものです。

394ページをお願いいたします。

3 項 2 目認定調査費は2,600万8,000円で、対前年度比4.9%の増で計上いたしました。増となった理由は、公用車の所管替えなどによるものです。

396ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、1 項 2 目地域密着型介護サービス給付費は8億2,505万6,000円で、対前年度比6.2%の増で計上いたしました。増となった主な理由は、グループホームの開設に伴う定員数の増加による需要増を見込んだことによるものです。

398ページをお願いいたします。

2 項 1 目介護予防サービス給付費は4,387万4,000円、対前年度比22.6%の増で計上いたしました。増となった主な理由は、福祉用具貸与件数の増加を見込んだことによるものです。

少し飛びまして、403ページをお願いいたします。

5 款地域支援事業費、1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費は1億964万3,000円、対前年度比11.8%の減で計上いたしました。減となった主な理由は、国制度の基本方針に従い、通所型サービス事業において単価の見直しを行うことによるものです。

405ページをお願いいたします。

2 項 1 目一般介護予防事業費は90万7,000円、対前年度比83.6%の増で計上いたしました。増となった主な理由は、地域リハビリテーション活動支援事業において、自立支援の取組に向けて新たにリハビリ専門職が職員に同行して訪問する委託料を計上したことによるものです。

406ページをお願いいたします。

3 項 1 目包括的支援事業費は1億843万8,000円、対前年度比5.7%の減で計上いたしました。減となった主な理由は、人件費の減を見込んだことによるものです。

少し飛びまして、410ページをお願いいたします。

4 項 1 目任意事業費は2,376万8,000円、対前年度比18.8%の減で計上しました。減となった主な理由は、家族介護用品給付事業を一般会計予算に移行することによるものです。

413ページをお願いいたします。

6 款諸支出金は、414ページの計になりますが、128万5,000円を計上いたしました。主なものは、第1号被保険者保険料還付金です。

7 款の予備費は、前年度同様1,000万円を計上いたしました。

415ページから421ページまでは、給与費明細書となっております。

最後のページの422ページは、債務負担行為の令和3年度末までの支出額及び令和4年度以降の支出予定額等に関する調書となっております。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第6号から議案第8号までの3議案について、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長 宮負 亨 登壇）

○上下水道課長（宮負 亨） それでは、最初に、議案第6号、令和4年度旭市水道事業会計予算の議決についての補足説明を申し上げます。

予算書は一般会計とは別冊になります。表紙には、令和4年度旭市公営企業会計予算書、中段よりやや下に水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業会計予算と記載されているものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、総則となっております。

第2条は、業務の予定量で、（1）としまして給水件数を2万1,416件、（2）としまして年間給水量を640万9,114立方メートルとし、（3）としまして1日平均給水量を1万7,559立方メートルと予定をいたしました。（4）としまして、主要な建設改良事業は、配水管布設替工事に2億3,485万円、海上配水場の塩素注入設備更新に1,760万円を予定をいたしました。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。

続きまして、2ページをお願いいたします。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。なお、資本的収支の不足額2億5,064万4,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填をいたします。

第5条は、起債の目的、限度額等を定めるものでございます。

続いて、3ページをお願いいたします。

第6条は、一時借入金の限度額を8,000万円と定めるものでございます。

第7条は、予定している各項で流用ができる場合を定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるものでございま

す。

第9条は、他会計からの補助金で、高料金対策のための補助金として7,440万6,000円を一般会計から受けることを記載したものでございます。

第10条は、棚卸資産の購入限度額を377万2,000円と定めるもので、これは量水器などの購入を予定したものでございます。

次のページからは、水道事業会計予算に関する説明書となっております。

4ページをお願いいたします。

令和4年度旭市水道事業会計予算実施計画となります。

初めに、収益的収入及び支出の上段の収入でございますが、1款水道事業収益は16億6,585万1,000円で、対前年度比0.4%の増を見込みました。

1項の営業収益は14億6,056万9,000円で、このうち主なものが1目給水収益の14億4,983万7,000円で、水道料金収入でございます。年間有収水量を585万7,930立方メートルと見込みました。

2項の営業外収益は2億528万1,000円で、主なものは1目他会計補助金7,530万6,000円で、高料金対策及び児童手当に要する経費として一般会計からの補助金でございます。2目補助金6,963万1,000円も、同じく高料金対策に要する経費として、千葉県市町村水道総合対策事業補助金を見込みました。

次に、下段の支出についてご説明申し上げます。

1款水道事業費用は15億3,297万1,000円で、対前年度比5.8%の増を予定をいたしました。

1項の営業費用は14億8,988万円で、このうち主なものは、1目原水及び浄水費の8億3,512万5,000円と、2目配水及び給水費の3億1,598万円でございます。

次の5ページは、資本的収入及び支出となります。

まず、上段の収入についてご説明申し上げます。

1款資本的収入は1億4,778万2,000円で、対前年度比285.5%の増を見込みました。主な内訳といたしまして、1項1目企業債の9,130万円は、建設改良工事費の財源に充てるために借り入れるものでございます。2項1目負担金の2,975万5,000円は、消火栓設置や配水管布設工事などの負担金を見込みました。

次に、下段の支出についてご説明申し上げます。

1款資本的支出は3億9,842万6,000円で、対前年度比108.5%の増を予定をいたしました。主な内訳といたしまして、1項建設改良費3億2,667万円のうち、1目拡張工事費は、配水

管布設工事などで2,277万円、2目改良工事費は、旭市水道ビジョンに関わる配水管布設替工事や道路改良事業などに伴う配水管移設工事などで2億7,236万円、3目固定資産取得費は、海上・飯岡・干潟配水場の遠方監視通信装置や海上配水場の次亜塩素素注入設備更新などで3,154万円を見込みました。

次の6ページは、令和4年度旭市水道事業会計予定キャッシュフロー計算書となります。

7ページから9ページにつきましては、職員給与関係の明細となっております。

10ページから11ページにつきましては、令和4年度末の予定貸借対照表となっております。

12ページから14ページにつきましては、令和3年度の予定損益計算書及び令和3年度末の予定貸借対照表となっております。

次の15ページから16ページは注記で、会計処理の基準及び手続きを表示したものとなっております。

各内容につきましてはそれぞれ記載のとおりでございますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

以上で、議案第6号、令和4年度旭市水道事業会計予算の議決についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第7号、令和4年度旭市公共下水道事業会計予算の議決についての補足説明を申し上げます。

予算書の17ページをお願いいたします。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量で、まず（1）としまして接続件数を2,077件、（2）としまして年間有収水量を59万6,155立方メートルとし、（3）としまして1日平均有収水量を1,633立方メートルと予定をいたしました。（4）としまして主要な建設改良事業費は、公共下水道管移設工事に6,347万円を予定をいたしました。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。

18ページをお願いいたします。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。なお、資本的収支の不足額1億442万4,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたします。

第5条は、起債の目的、限度額等を定めるものでございます。

続いて、19ページをお願いいたします。

第6条は、一時借入金の限度額を1億6,000万円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるものでございます。

次のページからは、旭市公共下水道事業会計予算に関する説明書となっております。

20ページをお願いいたします。

令和4年度旭市公共下水道事業会計予算実施計画となります。

初めに、収益的収入及び支出の上段の収入でございますが、まず1款下水道市事業収益は5億8,800万7,000円で対前年度比7.5%の増を見込んでおります。

1項の営業収益は1億1,054万9,000円で、このうち主なものは1目下水道使用料で1億1,042万9,000円を見込んでおります。

2項の営業外収益は4億7,745万8,000円で、主なものは1目他会計負担金の2億7,608万9,000円で、一般会計からの負担金でございます。また、2目補助金770万円は、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金を見込んでおります。

次に、下段の支出についてご説明申し上げます。

1款下水道事業費用は5億5,188万2,000円で対前年度比0.9%の増を予定をいたしました。

1項の営業費用は4億9,254万円で、このうち主なものは2目処理場費の1億7,920万8,000円、4目減価償却費の2億4,049万9,000円でございます。

次の21ページは、資本的収入及び支出となります。

まず、上段の収入についてご説明申し上げます。

1款資本的収入は2億5,678万3,000円で対前年度比9.5%の増を見込んでおります。主な内訳といたしまして、1項1目企業債6,940万円は、元金償還に充てるために借り入れるものでございます。2項1目他会計負担金1億2,391万1,000円は、一般会計負担金でございます。4項1目工事負担金6,347万円は、こちらは地域排水路整備工事に伴う公共下水道管移設工事負担金でございます。

次に、下段の支出についてご説明申し上げます。

1款資本的支出は3億6,120万7,000円で、対前年度比29.5%の増を予定をいたしました。主な内訳といたしまして、1項建設改良費7,606万5,000円のうち、1目拡張工事費は公共ます設置工事で880万円、2目改良工事費は地域排水路整備工事に伴う公共下水道管移設工事で6,347万円、3目固定資産取得費は旭市浄化センターミニUPS、無停電電源装置更新な

どで379万5,000円を予定をいたしております。

次の22ページは、令和4年度公共下水道事業会計予定キャッシュフロー計算書となっております。

23ページから25ページにつきましては、職員給与関係の明細となっております。

26ページから27ページにつきましては、令和4年度末の予定貸借対照表となっております。

また、28ページから30ページにつきましては、令和3年度の予定損益計算書及び令和3年度末の予定貸借対照表となっております。

次の31ページから32ページにつきましては注記で、会計処理の基準及び手続きを表示したものととなっております。

各内容につきましては、それぞれ記載のとおりでございますので、後ほどご確認をいただければと思います。

以上で、議案第7号、令和4年度旭市公共下水道事業会計予算の議決についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第8号、令和4年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決についての補足説明を申し上げます。

予算書の33ページをお願いいたします。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量で、まず（1）としまして接続件数を412件、（2）としまして年間有収水量を13万7,204立方メートルとし、（3）としまして1日平均有収水量を376立方メートルと予定をいたしました。（4）としまして主要な建設改良事業でございますが、こちらはマンホールポンプ場制御盤及び処理場曝気装置更新に2,263万8,000円を予定をいたしました。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。

34ページをお願いいたします。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。なお、資本的収支の不足額1,602万8,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたします。

第5条は、起債の目的、限度額等を定めるものでございます。

続いて、35ページをお願いいたします。

第6条は、一時借入金の限度額を1,000万円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるものでございます。

次のページからは、旭市農業集落排水事業会計予算に関する説明書となっております。

36ページをお願いいたします。

令和4年度旭市農業集落排水事業会計予算実施計画となります。

初めに、収益的収入及び支出、上段の収入でございますが、1款下水道事業収益は7,943万円で、対前年度比16.1%の増を見込んでおります。

1項営業収益の1目下水道使用料は1,747万6,000円を見込んでおります。

2項の営業外収益は6,195万4,000円で、主なものは1目他会計負担金の3,234万4,000円で、一般会計からの負担金でございます。

次に、下段の支出についてご説明申し上げます。

1款下水道事業費用は7,735万2,000円で、対前年度比13.1%の増を予定をいたしました。

1項の営業費用は7,254万9,000円で、このうち主なものは、2目処理場費の2,200万2,000円、4目減価償却費の3,321万1,000円でございます。

次の37ページは、資本的収入及び支出となります。

まず、上段の収入についてご説明申し上げます。

1款資本的収入は2,638万5,000円で、対前年度比48.7%の増を見込んでおります。主な内訳といたしまして、1項1目企業債840万円は、こちらは建設改良費の財源に充てるために借り入れるものでございます。2項1目他会計負担金は、一般会計からの負担金で1,756万5,000円を見込んでおります。

次に、下段の支出についてご説明申し上げます。

1款資本的支出は4,241万3,000円で、対前年度比131.4%の増を予定をいたしました。

主な内訳といたしまして、1項建設改良費2,263万8,000円のうち、1目改良工事費は、マンホールポンプ場制御盤更新で572万円、2目固定資産取得費は、処理場回分槽曝気装置更新で1,691万8,000円を予定をいたしました。

38ページから48ページにかけましては、水道事業及び公共下水道事業会計予算に関する説明書と同様の書類となっておりますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

以上で、議案第8号、令和4年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決についての補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 上下水道課長の補足説明が終わりました。

議案第9号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 山崎剛成 登壇）

○財政課長（山崎剛成） 議案第9号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24億2,100万円を追加し、予算の総額を369億6,100万円とするものです。

第2条、繰越明許費の補正と、第3条、地方債の補正につきましては、後ほど説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正です。

今回の補正は、15事業について繰越明許費を設定するものです。

事業ごとに内容を申し上げますと、2款1項総務管理費、コミュニティ施設管理費は、農村環境改善センターの施設解体について、国との調整に期間を要したことから、年度内の契約が困難となったため、工事費を繰越しするものです。

次の電算システム運用事業は、マイナンバーカードによる転出・転入手続きに係るシステム改修について、国の補正予算成立後の実施となったことから、年度内完了が見込めないため、繰越しするものです。

3款3項児童福祉費、子育て世帯等臨時特別支援事業は給付金の支給申請期限が令和4年4月22日までであることから、事業完了が翌年度となるため繰越しするものです。

次の保育士等処遇改善臨時特例事業は、本事業の事業期間が令和4年2月から9月までであることから、事業完了が翌年度となるため、繰越しするものです。

6款1項農業費、農業基盤整備事業は、県の土地改良事業が国の補正により繰越しとなったことから、この事業に対する市の負担金の支払いも翌年度となるため、繰越しをするものです。

8款2項道路橋梁費の道路新設改良事業は、道路改良工事において、近隣との調整や関係機関との協議に不測の日数を要したため、繰越しするものです。

次の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、電柱移設等に係る関係機関との協議に不測の日数を要したため、繰越しするものです。

次の南堀之内バイパス整備事業は、関係地権者との協議や工法の検討に不測の日数を要したため、繰越しするものです。

次の震災復興・津波避難道路整備事業は、関係機関との協議や地権者との協議に不測の日数を要したため、繰越しするものです。

次の冠水対策排水整備事業は、周辺店舗との調整に不測の日数を要したため、繰越しをするものです。

次の橋梁長寿命化修繕事業は、国の補助金の追加交付決定後に業務着手となることから、工期が確保できず年度内完了が困難なため、繰越しするものです。

10款2項小学校費、小学校施設改修事業及び3項中学校費、中学校施設改修事業につきましては、小学校費については中央小学校と三川小学校の空調設備、中学校費については第二中学校の空調設備の工事に係るもので、いずれも国の交付金の前倒し採択となった事業であることから工期が確保できず、年度内完了が困難なため、繰越しするものです。

5項保健体育費のサッカー場整備事業は、資材調達の遅延などにより、管理棟及び外構工事の年度内完了が困難なため、繰越しするものです。

次の第一学校給食センター管理費につきましては、給食センターの空調設備工事に係るもので、国の交付金の前倒し採択となった事業であることから工期が確保できず、年度内完了が困難なため、繰越しをするものであります。

5ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正です。

上の表は地方債の追加で、小学校施設整備事業980万円を今回の補正で追加するものです。

次の過疎地域持続的発展特別事業は、過疎地域として指定された干潟地域のソフト事業に対する起債で、対象となる事業の一般財源を起債に振り替えるため、上限額である3,500万円を追加するものであります。

下の表は地方債の変更です。

中学校施設整備事業は、先ほど繰越明許費で説明しました、前倒しで国の交付金の採択となった第二中学校の空調設備工事に係る起債で、限度額を670万円から890万円に増額するものであります。

次の社会体育施設改修事業は、当初予算で計上していた総合体育館の空調改修工事が、避難施設ということで、新たに起債の対象となったことから、限度額を580万円から1,020万円に増額するものであります。

次の学校給食センター整備事業は、こちらも先ほど繰越明許費で説明しました、前倒して国の交付金の採択となった第一学校給食センターの空調設備工事に係る起債で、限度額を5,060万円から6,740万円に増額するものであります。

少し飛んで、9ページをお願いいたします。

歳入から順を追って説明いたします。

10款1項1目地方交付税4億941万3,000円の増は、説明欄1、普通交付税が12月末に国の補正予算により追加で交付されたことから、今回の補正財源として計上するものです。

14款2項1目総務費国庫補助金の増は、説明欄1、社会保障・税番号制度システム整備費補助金459万2,000円で、マイナンバーカードでの転出・転入手続きのワンストップ化に対するための経費に係る補助金です。

2目民生費国庫補助金の増は、説明欄1、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金2,274万5,000円で、民間保育所や認定こども園に勤務する保育士等に対し処遇改善を行う事業に対する補助金です。

5目教育費国庫補助金1,674万2,000円の増は、1節小学校費国庫補助金553万7,000円と2節中学校費国庫補助金131万4,000円、5節保健体育費国庫補助金989万1,000円で、いずれも説明欄1、学校施設環境改善交付金でありまして、それぞれ今回の補正で計上した中央小学校、三川小学校、第二中学校及び第一学校給食センターの空調設備工事に対する交付金です。

17款1項1目総務費寄附金3,668万1,000円の増は、ふるさと応援寄附制度による寄附金を増額するものです。

10ページをお願いいたします。

7目教育費寄附金50万円の増は、1節教育総務費寄附金で育英事業に対する寄附金を計上するものであります。

18款1項1目介護保険事業特別会計繰入金4,249万5,000円の増は、令和2年度の介護保険事業特別会計繰出金の精算による返還分です。

2項2目庁舎整備基金繰入金12億6,504万9,000円の大幅な増は、新庁舎建設事業の一連の建設、解体工事の完了に伴い庁舎整備基金を廃止することから、残額を一般会計に繰り入れるものです。

3目災害復興基金繰入金5億5,678万3,000円の増は、災害復興基金のうち、「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金の津波被災住宅再建支援分を令和3年度末で国に返還することから、精算に必要な額を増額するものであります。

4目地域振興基金繰入金220万円の減は、当初予算において地域振興基金繰入金を充当していた事業、定住促進奨励金交付事業の干潟地域分が新たに過疎対策事業債の対象となったことから、地域振興基金繰入金を減額するものであります。

11ページをお願いします。

21款市債について、こちらの起債につきましては先ほど第3表の地方債補正で説明したとおりであります。

以上で、歳入の説明を終わりにして、続いて歳出について説明いたします。

12ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費17億3,000万円の増は、説明欄1、公共施設等整備基金積立金で、庁舎整備基金の廃止に伴う残額と追加交付された普通交付税等を公共施設等整備基金に積み立てるものであります。

7目企画費4,911万9,000円の増については、説明欄1、ふるさと応援寄附推進事業の寄附金の増加に伴う業者への手数料及び委託料等の増、及び説明欄2、ふるさと応援基金積立金の積立金の増によるものであります。

8目電子計算費709万円の増は、説明欄1、電算システム運用事業で、マイナンバーカードでの転出・転入手続きのワンストップ化に対応するためのシステム改修費用です。

10目地域振興費は、先ほど歳入で説明しました地域振興基金繰入金を充当していた事業の財源を、過疎対策事業債に財源更正をするものでございます。

13ページをお願いいたします。

12目諸費5億5,678万3,000円の増は、説明欄1、国庫支出金等返還費で、こちらも先ほど歳入で説明しました、災害復興基金の精算に伴う国への返還分を計上するものでございます。

3款3項6目保育所費2,274万5,000円の増は、説明欄1、保育士等処遇改善臨時特例事業で、民間保育所や認定こども園に勤務する保育士等に対する処遇改善に係る経費を計上するものであります。

6款1項4目畜産振興費及び、14ページをお願いいたします、8款4項1目住宅管理費については、いずれも一般財源で計上していた事業の財源を過疎対策事業債に財源更正するものでございます。

10款1項2目事務局費50万円の増は、説明欄1、育英基金積立金の増で、育英事業に対する寄附を旭市育英基金に積み立てるものです。

2項1目学校管理費2,018万1,000円の増は、説明欄1、小学校施設改修事業で、来年度実

施を見込んでいた中央小学校と三川小学校の空調設備工事が前倒しで国の交付金に採択されることになったため、その事業費を増額するものであります。

3 項 1 目学校管理費488万2,000円の増は、説明欄 1、中学校施設改修事業で、来年度実施を見込んでいた第二中学校の空調設備工事が前倒しで国の交付金に採択されることとなったため、その事業費を増額するものであります。

5 項 2 目体育施設費は、先ほど歳入で説明しました、当初予算で計上していた総合体育館の空調改修工事が、避難施設ということで新たに起債の対象となったことから、財源更正をするものでございます。

3 目学校給食費2,970万円の増は、説明欄 1、第一学校給食センター管理費で、来年度実施を見込んでいた第一学校給食センターの空調設備工事が前倒しで国の交付金に採択されることとなったため、その分の事業費を増額するものでございます。

最後に、17ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

令和 3 年度の起債額を6,820万円増額するもので、内容につきましては、先ほど第 3 表の地方債補正で説明したとおりでございます。これによりまして、一番右下になりますが、令和 3 年度末の現在高見込額は317億299万2,000円となります。

以上で、議案第 9 号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 赤谷浩巳 登壇）

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 議案第10号、令和 3 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億4,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億5,400万円とするものです。

2 ページと 3 ページは歳入歳出予算の款項の補正額であり、5 ページと 6 ページは事項別明細書の総括となっております。詳しい内容につきましては、7 ページ以降でご説明申し上げます。

それでは、7 ページをお願いいたします。

歳入について、ご説明申し上げます。

3款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金325万7,000円及び2目地域支援事業支援交付金232万円は、令和2年度分の追加交付金となります。これは、前年度に9か月分の事業費を基に概算で交付を受けていたものが、事業費が確定したことに伴い追加交付となったため計上するものであります。

7款の繰越金ですが、令和2年度決算に基づく繰越額を、今回の補正財源として1億3,902万6,000円を計上するものであります。

8款の諸収入ですが、2項1目第三者納付金には、第三者行為に係る損害賠償金39万7,000円を計上するものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

4款1項1目介護保険給付費準備基金積立金には、8,073万7,000円を追加し、8,077万円といたしました。これは、基金運用利息と令和2年度の剰余金を積み立てるものでございます。

6款1項2目償還金は、6,426万3,000円を追加し、6,426万7,000円とするもので、令和2年度介護給付費負担金等の確定による国・県及び市の精算分を返還するものでございます。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 会議は途中ですが、ここで2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 4分

再開 午後 2時20分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第11号、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 加瀬博久 登壇）

○商工観光課長（加瀬博久） 議案第11号、旭市飯岡刑部岬展望館の設置及び管理に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例は、千葉県から無償譲渡が予定されております飯岡刑部岬展望館の管理について必要な事項を規定するものでございます。

それでは、条文に沿ってご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

まず、第1条は、当該施設の設置の目的について規定するものでございます。

第2条は、施設の名称及び位置を規定するものでございます。

第3条から、次ページ上段の第6条につきましては、施設の使用に関する規定でありまして、施設の使用に必要な要件や使用料について定めるものでございます。

第7条は、施設に対する損害賠償について規定するものでございます。

第8条は、入館の制限についてでありまして、管理運営上支障があると認めるときは入館を制限できる旨を規定するものでございます。

第9条から、次ページ中段、第12条は、施設の管理運営に関する規定でありまして、当該施設について指定管理者に管理を行わせる場合の業務の範囲や基準を定めるものでございます。

第13条は委任規定でありまして、本条例に必要な事項を別に定める旨を規定するものでございます。

続きまして、附則第1項は、本条例の施行期日を令和4年4月1日からとするものでございます。

附則第2項は、本条例第6条の規定に関しまして、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正するための規定でありまして、別表第1その1に旭市飯岡刑部岬展望館の使用料を加えるものでございます。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 商工観光課長の説明は終わりました。

議案第12号、議案第13号、議案第19号、議案第22号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 宮内敏之 登壇）

○総務課長（宮内敏之） 議案第12号、議案第13号、議案第19号及び議案第22号の4議案について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第12号、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第2条の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、これらの法律で規定されていた内容は個人情報の保護に関す

る法律に規定されることとなりました。

本議案は、条例中、廃止となる法律の規定を引用する箇所について、個人情報の保護に関する法律の規定を引用するように改めるものであります。

それでは、改正内容を説明いたします。

お手元の新旧対照表の２ページをお願いいたします。

第２条第３号及び第４号の改正は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定を引用する箇所を個人情報の保護に関する法律の規定を引用するように改めるものです。

第２条第10号の改正は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の規定を引用する箇所を、個人情報の保護に関する法律の規定を引用するように改めるものです。

なお、条例の施行期日は令和４年４月１日であります。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

続いて、議案第13号、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表の３ページをお願いいたします。

まず、現行条例第２条の改正内容は、非常勤職員、主に会計年度任用職員になりますが、の育児休業の取得要件を緩和するもので、国の非常勤職員との均衡から、１年以上の在職期間の要件を廃止するものです。

次に、４ページをお願いいたします。

第20条は、非常勤職員の部分休業の取得要件についてですが、第２条関係と同じように、１年以上の在職期間の要件を廃止するものです。

続きまして、現行条例第23条の次に育児休業を取得しやすい勤務環境の整備等に関する措置について、新たに２条を追加規定するものであります。

第24条についてですが、任命権者は、妊娠や出産等を申し出た職員に対し育児休業に関する制度を知らせるとともに、育児休業取得の意向を確認するため、個別に面談などの措置を講じることを義務化するものです。

最後に、25条については、５ページへとまたぎますが、任命権者は育児休業に係る研修の実施や相談体制の整備などに関する措置を講じることを義務化するものです。

なお、条例の施行期日は令和４年４月１日とするものです。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

続いて、議案第19号、旭市庁舎整備基金を廃止する条例の制定について、補足説明を申し

上げます。

旭市庁舎整備基金は、平成20年度に市庁舎整備の財源に充てるため設置しましたが、新庁舎の竣工、旧本庁舎等の解体を行い、新庁舎建設事業が完了したことから、基金を廃止するため、本条例を廃止するものでございます。なお、廃止後は、一般財源に繰入れした後に、将来の公共施設整備に必要な財源として、公共施設等整備基金へ積立てを予定しております。

以上で、議案第19号の補足説明を終わります。

続いて、議案第22号について、補足説明を申し上げます。

議案第22号は、旭市監査委員の選任についてでありまして、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意をいただくものでございます。今回、選任したい方は、旭市萬力1087番地にお住まいの堀江通洋氏、昭和29年8月8日生まれの方でございます。なお、堀江氏は、地方自治法第201条で準用する同法164条第1項及び同法198条の2第1項に規定する欠格事項、同法第201条で準用する同法第141条第1項及び同法第166条第1項に規定する兼職の禁止並びに同法第180条の第6項に規定する兼業の禁止については、いずれも該当しないことを申し添えます。

以上で、議案第22号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第14号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 伊藤義一 登壇）

○税務課長（伊藤義一） 議案第14号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、令和3年6月の地方税法の改正により、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の減額措置が創設され、詳細は、政令で定める基準に従い、条例で定めることとされたことから、必要な条項を追加、整理するものであります。

それでは、新旧対照表に沿ってご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

第2条から第23条、10ページまでの改正は、いずれも文言の整理のための改正となりますので説明を省略させていただきまして、説明は10ページの下段からとなります。

第23条に第2項を追加する改正ですが、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に未就学児がいる場合、当該未就学児に係る均等割額につき5割を減額する旨の規定であり、11ページをお願いいたします、第1号では基礎課税額、いわゆる医療分の均等割額の減額分を、

第2号では後期高齢者支援金等課税額の減額分を定めております。なお、従来から制度化されております低所得者に対する均等割などの7割、5割、2割軽減の対象となる世帯に未就学児がいる場合は、これらの軽減を適用させた上で、さらに残った均等割の5割を減額することとなります。

低所得者に対する均等割額が減額となる世帯における未就学児の減額分をア、イ、ウで定め、それ以外の世帯をエで定めております。以降の改正は、いずれも文言の整理のための改正となりますので、説明を省略させていただきます。

なお、この条例の施行期日でございますが、原則として公布の日から施行するものとしませんが、今回の改正の主なものとなる未就学児に係る均等割の減額に関する部分は、令和4年4月1日から施行するもので、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税から適用するものでございます。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第15号について、子育て支援課長、登壇してください。

（子育て支援課長 多田英子 登壇）

○子育て支援課長（多田英子） 議案第15号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

現在、市内27か所に設置されている児童遊園のうち、旭市泉川1500番地の泉川児童遊園、旭市ニの3754番地の新川観音児童遊園、及び旭市萩園1241番地の萩園児童遊園の3施設は、遊具等の老朽化による撤去及び利用児童数の減少により、地元区長から廃止の要望があったことから、これを廃止するものであります。

新旧対照表20ページをご覧ください。

本条例第2条の表中から、これら3か所の児童遊園の項目を削除するものであります。

施行日は、令和4年4月1日からとなります。

以上で、議案第15号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 子育て支援課長の補足説明は終わりました。

議案第16号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 小倉直志 登壇）

○企画政策課長（小倉直志） 議案第16号、旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明させていただきます。

多世代交流施設の設管条例は、昨年第1回定例会での議決を得て公布され、公布後は昨年7月に指定管理者を指定し、施設開設に向けた協議を重ねていました。本件は、この協議の中で施設の利用方法や仕様の一部を調整したことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表の21ページをご覧ください。

第2条の改正は、施設の名称と位置について定めている規定ですけれども、このうち施設の位置をイオンタウン商業棟と同じ、旭市イの4337番地1に改めるものです。

23ページをご覧ください。

旭市使用料及び手数料に関する条例の改正内容について、ご説明いたします。

クラフトルームについては、指定管理者との協議により、1日当たり及び1か月当たりの料金区分を新たに加えるものです。

ミュージックスタジオについては、当初同じサイズの部屋を3部屋設ける想定で同一の使用料としていましたが、様々な利用規模に対応できるよう異なるサイズで3室設けることにしたため、大・中・小の料金体系に改めるものです。

24ページをご覧ください。

ミーティングルームについては、大・小二つの部屋がありますが、当初、大のサイズの部屋につきましては、部屋を半面に区切れるようにスライディングウォールの設置を検討していましたが、天井の荷重制限の関係から仕様を改めたことにより、全面利用のみとしました。また、小サイズの部屋については、大サイズの半面分と同程度の床面積となることから、使用料の額を1時間当たり1,000円に改めるものです。

25ページをご覧ください。

附帯設備につきましては、指定管理者の収入となる対象を増やすことで、指定管理者の創意工夫をさらに引き出し、市民サービスの向上と経費の削減等を図りながら、施設の設置目的を最大限に実現することを目指すため、新たに使用料を設定するものです。分類は、音響設備、映像設備、工作設備、その他設備の四つで、それぞれ500円または1,000円で使用料の上限額を設定し、マイクなどの細かい品目の金額設定については、上限の範囲内で本条例の施行規則で定めるものです。

26ページをお願いします。

備考の4につきましては、1回当たりで附帯設備の使用料を徴収する場合の1回当たりの

定義について規定するものです。

なお、条例の施行期日は公布の日からとするものです。

以上で、議案第16号についての説明を終わります。

○議長（木内欽市） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第17号、議案第20号について、都市整備課長、登壇してください。

（都市整備課長 栗田 茂 登壇）

○都市整備課長（栗田 茂） 議案第17号、第20号について補足説明させていただきます。

議案第17号、旭市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

老朽化による用途廃止に伴い、双葉団地の戸数を41戸から39戸へ改めるものです。双葉団地は昭和36年から44年度にかけて建築され、耐用年数の30年を大幅に過ぎていることから、老朽化が著しく、住環境や防災などの管理面においても支障を来している状況にあります。このような状況を受け、双葉団地につきましては新規募集を停止し、空き家になった住宅から順次用途廃止を行っており、今回は2戸の住宅について用途廃止を行うものです。

なお、本条例の施行期間は、令和4年4月1日です。

以上で、議案17号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第20号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、補足説明を申し上げます。

去る令和3年5月31日、東総文化会館北側交差点において、都市整備課所属のパートタイム会計年度任用職員が市公用車を運転中、不注意により前方車両に追突し、人身損害となる交通事故が発生しました。示談について、相手方と交渉の結果、和解及びこれに要する損害賠償額が120万円となるため、議会の議決を求めるものです。なお、損害賠償につきましては、全額が全国市有物件災害共済会により支払われますことをご報告いたします。

以上で、議案第20号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 都市整備課長の補足説明は終わりました。

議案第18号について、体育振興課長、登壇してください。

（体育振興課長 柴 栄男 登壇）

○体育振興課長（柴 栄男） 議案第18号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、市内の体育館、野球場、庭球場、サッカー場など、社会体育施設の管理運営を

効率的かつ効果的に行うに当たり、指定管理者制度を活用するため、所要の改正を行うものになります。

それでは、新旧対照表28ページをお願いいたします。

改正の内容になりますが、現行条例第6条の次に第7条から第10条までの4条を新たに追加するものであります。

第7条は、体育施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者に体育施設の管理を行わせることができる旨の内容であります。

第8条は、指定管理者が行う業務の範囲を定めるものであります。具体的に、第1号で施設の使用許可に関すること、第2号で体育施設及び設備の維持管理に関すること、第3号で体育施設の運営に関すること、第4号で前3号に掲げるもののほか教育委員会が必要と認める事項となります。

第9条は、管理の基準であり、指定管理者は適正に施設の管理を行わなければならない旨の内容となります。

第10条は、使用料の収受で、第1項は、施設使用料を指定管理者の収入として収受させる旨の内容であり、第2項は、条例の定める範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が使用料の額を定めるものとする旨の内容であります。

なお、現行条例第7条及び第8条は、それぞれ第11条、第12条に改正するものであります。

以上で、議案第18号の補足説明を終わりにします。

○議長（木内欽市） 体育振興課長の補足説明は終わりました。

議案第21号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長 浪川正彦 登壇）

○建設課長（浪川正彦） 議案第21号、市道路線の認定及び変更について、補足説明を申し上げます。

市道路線の認定3路線につきましては、宅地造成により帰属された2路線及び道路整備に伴う1路線を認定するものであります。市道路線の変更1路線につきましては、津波避難道路椎名内西足洗線の一部が完成したことによる路線の組替えにより変更するもので、議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第21号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 建設課長の補足説明は終わりました。

議案第23号、議案第24号について、市民生活課長、登壇してください。

(市民生活課長 八木幹夫 登壇)

○市民生活課長（八木幹夫） 議案第23号及び議案第24号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。本市の人権擁護委員の定数は10名ですが、このうち2名が令和4年6月30日をもって任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものです。

議案第23号で推薦したい方は、旭市中谷里850番地2にお住まいの林芳枝氏、昭和26年12月20日生まれの方です。林芳枝氏は、長年にわたり市職員として市行政に携わっており、常に地域住民の視点に立ち、住民福祉の向上に努めてこられ、人権問題について豊富な知識と経験があります。また、平成25年7月から人権擁護委員として積極的に活動されており、引き続き推薦をするものです。

次に、議案第24号で推薦したい方は、旭市三川6129番地12にお住まいの神原春代氏、昭和32年3月20日生まれの方です。神原春代氏は、長年にわたり中学校の教員として子どもたちの教育に当たられており、いじめ問題など子どもの人権問題について豊富な知識と経験をお持ちで、委員として適任の方ですので、新たに推薦するものであります。

また、お二人とも人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

なお、委員の任期は、令和4年7月1日から令和7年6月30日までの3年間となります。

以上で、議案第23号及び議案第24号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

議案第25号について、財政課長、登壇してください。

(財政課長 山崎剛成 登壇)

○財政課長（山崎剛成） 議案第25号、専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

令和3年度旭市一般会計補正予算（第10号）になります。

この補正予算は、国が新型コロナウイルス対策事業として実施する住民税非課税世帯等への給付金の給付事業と、新型コロナウイルスワクチンの集団接種にご協力いただいている医師等に係る経費の助成事業について、迅速に対応する必要があったことから、1月28日に専決処分しましたので、議会の承認を求めるものであります。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ13億4,800万円を追加し、予算の総額を345億4,000万円としたものであります。

第2条の繰越明許費の補正につきましては、後ほど説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正です。

3款1項社会福祉費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業は、給付金の申請期限が令和4年9月末であることから、繰越明許費を設定するものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入について説明いたします。事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

14款2項2目民生費国庫補助金13億2,981万2,000円の増は、右側になります、説明欄1、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金です。こちらは、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業に対する補助金で、事業費の全額が補助されております。

15款2項3目衛生費県補助金1,818万8,000円の増は、説明欄1、医療従事者派遣事業費補助金です。こちらは、新型コロナウイルスワクチン接種事業に対する補助金で、事業費の全額が補助されております。

歳入の説明は以上です。

続いて、歳出について説明いたします。

8ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費13億2,981万2,000円の増は、説明欄1、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業で、住民税非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変世帯に対し、1世帯当たり10万円の給付金の支給に要する費用でございます。

9ページをお願いいたします。

4款1項2目予防費1,818万8,000円の増は、説明欄1、新型コロナウイルスワクチン接種事業の増で、こちらは、時間外や休日に新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場に派遣される医療従事者に係る経費の一部を助成する医療従事者派遣事業補助金の支給に要する経費となっております。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

○議長（木内欽市） 財政課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

○議長（木内欽市） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は３月４日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 ２時５７分